遠野市告示第173号
平成30年12月6日

遠野市物品及び業務委託等に係る競争入札参加の資格等に関する要綱(平成20年遠野市告示第133号)第４条第１項及び第２項並びに第10条の規定に基づき、平成31年度及び平成32年度における物品及び業務委託等に係る競争入札参加資格審査申請書の提出期日等を次のとおり定める。

遠野市長　本　田　敏　秋

平成31年度及び平成32年度における物品及び業務委託等に係る競争入札参加資格審査申請書の提出期日等

１　申請書の提出

(1)　欠格要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

ア　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４第１項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者

イ　営業に関し法令上の許可、登録等を必要とする場合において、これを受けていない者

ウ　関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖の処分を現に受けている者

エ　審査基準日（申請をする月の前月の末日。例：１月に申請する場合は12月31日）において、営業開始後１年以上の営業実績を有していない者

オ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者

カ　市区町村及び都道府県が賦課徴収すべき税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者

キ　遠野市暴力団排除条例（平成24年遠野市条例第29号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(2)　対象となるもの

ア 物品　　製造の請負、買入れ

イ 業務委託　　清掃、各種点検、調査等（工事、建設コンサルタント業務を除く。）

ウ 賃貸借　　事務機器、車両等のリース

エ 売払い　　鉄くず、古紙、ペットボトル等の売払い

(3)　申請書提出方法

持参又は郵送等（メール便等）とする。ただし、郵便書留は不可とする。受領確認を希望する場合は、返信用のハガキまたは、封筒（82円切手を貼りつけたもの）を申請書類に同封すること。

(4)　申請書提出期間等

ア　受付期間　平成31年2月1日（金）から随時受付とする。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。(郵送可)

イ　受付時間　午前９時から午後５時までとする。ただし、正午から午後１時までの間は除く。

(5)　申請書提出場所

〒028-0592　岩手県遠野市中央通り9番1号
遠野市役所とぴあ庁舎総務企画部財政担当
TEL 0198-62-2111(代)　内線225、226　FAX 0198-62-2148

(6)　申請書有効期間

平成31年４月１日（以降は受付日）から平成33年３月31日まで。

(7)　提出様式

遠野市様式とする。

(8)　提出部数
　　１部

２　提出書類

必要事項を記入の上、提出してください。
表中の○は必ず提出するもの、△は該当する場合のみ提出するものであること。
(提出書類)

No.	提出書類	法人	個人	備考
1	競争入札参加資格審査申請書（物品・役務）（様式第1号）	○	○	
2	希望する営業品目（様式第2号、第2－2号、第2－3号、2－4号）	○	○	別紙 営業品目コード参照
3	営業実績書（様式第3号）	○	○	
4	代理店、特約店調書（様式第4号）	△	△	
5	委任状（様式第5号）	△	―	
6	使用印鑑届（様式第6号）	○	○	
7	許認可等及び有資格者状況調書（様式第7号）	△	△	
8	印刷設備等調書（様式第8号）	△	△	
9	登記簿謄本（現在事項全部証明書）（写しでも可）	○	―	
10	営業証明書（写でも可）	―	○	
11	財務諸表（直近1年分）	○	○	
12	納税証明書（写でも可）	○	○	別表１参照
13	印鑑証明書（原本）	○	○	
14	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第9号）	○	○	

（提出部数）　1部
※　当市において工事、建設コンサルタント業務を申請予定又は申請済の場合は、表中のNo.9～12について提出する必要はありません。

注１　登記簿謄本(現在事項全部証明書)及び営業証明書は、申請書を提出する３箇月以内に官公庁が発行したものとする。
２　消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとする日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以前３箇月以内に発行されたものに限る。
３　消費税及び地方消費税の納税証明書は、未納税額のない旨が記載されたものとし、申請書を提出しようとする日以前３箇月以内に発行されたものに限る。
４　課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。

３　入札参加資格者の中間年の市税等の納付状況確認等の届出

(1) 入札参加資格者名簿に登録された者は、中間年（平成32年2月）において税の納付状況を確認するので、該当する場合は別表１に掲げる税の納税証明書等を提出すること。
※平成32年1月31日時点において最新の納税証明書とする。
(2) 滞納がある者又は納税証明書等の提出がない者は、納付を確認できるまで入札参加を制限する場合があります。
(3) 本社から受任する場合の納税証明書については、本社及び受任者における全税目について納税証明書の提出をお願いします。
(4) 申請書を提出した後、その内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出すること。
変更の際の届出等の様式関係については、「入札参加資格審査申請書変更届（物品・役務）（様式第10号)」を提出すること。

別表１

納 税 証 明 書 区 分

区分	遠野市内に営業所を有する者（市内業者）	岩手県内に営業所を有する者（県内業者）	岩手県内営業所を有しない者（県外業者）
提出書類	1 遠野市が発行する納税証明書（様式第59号の2）	1 市町村が発行する納税証明書	1 市区町村が発行する納税証明書
	2 広域振興局税務部等が発行する納税証明書（様式第111号イ）	2 広域振興局税務部等が発行する納税証明書（様式第111号イ）	2 都道府県が発行する納税証明書
	3 税務署が発行する納税証明書 (1)法人の場合 納税証明書（その3の3） (2)個人の場合 納税証明書（その3の2）	3 税務署が発行する納税証明書 (1)法人の場合 納税証明書（その3の3） (2)個人の場合 納税証明書（その3の2）	3 税務署が発行する納税証明書 (1)法人の場合 納税証明書（その3の3） (2)個人の場合 納税証明書（その3の2）
証明を要する納税時期等	１　納税証明書区分のとおり市区町村、都道府県、国が発行する納税証明書（全税目に関する納税証明）を提出すること。 ２　支店等に委任する場合は、委任先の所在地の市区町村、都道府県が発行する納税証明書（全税目）も提出すること。 ３　消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとする日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以前の３箇月以内に発行されたものに限る。 ４　課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。 ５　全税目とは、市区町村、都道府県が賦課徴収すべき税目のうち、申請者が課されている税目のことをさします。 ６　岩手県以外の納税証明書及び遠野市以外の市区町村の発行する納税証明書の様式については、納税すべき税について、**未納の額がない旨**が記載されている納税証明書であれば可とする。		